

大阪地方裁判所委員会（第34回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

2月25日（水）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成27年2月25日（水）午後3時00分から午後5時20分まで

2 場所

大阪地方裁判所中会議室

3 出席者

（委員） 犬伏一人，木村岐代子，谷口美樹子，戸部義人，野原隆司，森恵一，
永幡無二雄，小佐田潔，宮崎英一（敬称略）

（説明者） 林誠治郎

（事務担当者） 古財英明，谷川佳史，山田和弘，高木忠弘，高崎修，西名裕

（庶務） 下之段圭

4 配布資料

大阪地方裁判所における広報行事一覧，平成26年度子ども模擬裁判チラシ，
団体傍聴の御案内，「基本的法制度に関する世論調査」の概要，平成26年度憲
法週間行事チラシ，平成26年度法の日週間行事チラシ，裁判員制度出張説明会
及びふれあい見学会チラシ，パワーポイントのスライド資料

5 議題

裁判所の広報活動について

6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，

事務担当者及び庶務：▲)

- (1) 委員異動報告及び自己紹介（宮崎委員）
- (2) 大阪地方裁判所長挨拶
- (3) 広報行事の説明
- (4) 子ども模擬裁判及びふれあい見学会のDVD視聴
- (5) 団体傍聴実演
- (6) 意見交換



○：法教育について，裁判官による出前講義の実施件数が平成25年3件，平成26年3件だが，中学校と高校の内訳を教えてください。

▲：出前講義の平成25年3件，平成26年3件という内訳について，平成25年は，高校に1件，中学校に2件，平成26年は中学校に3件という内訳になっている。

◇：広報のための予算はどこから出るのか。

▲：基本的に特段の予算はつかない。必要であれば，最高裁に予算を求めることはできるが，費用対効果や，代替手段がないのかということを検討する。高額な予算を使って広報行事をするというのは難しいというのが現状である。

◇：国からの交付金の中の費目として用意されていると考えてよいのか，それとも

もっと柔軟性がある予算なのか。国として広報にどれだけ重きを置いているのか。

▲：国としてどれだけ重きを置いているのかということになると私にはわかりかねる。ただ、最高裁は広報には力を入れているので、年間の広報行事について、必要な予算上申はできる。

◇：私は学生に対する広報というのが極めて重要だと思うが、団体傍聴は、学校が主体的に取り組んで計画するのか、あるいは学生が主体的に取り組んで参加するのか。

▲：学校が主体となって、学校の先生が引率者となって学生を伴って来庁されるというのが現状である。

◇：出前講義はどうか。

▲：出前講義も学校から依頼を受けて裁判官に学校に伺ってもらっているということになっているので、学校からの要請ということになる。

◇：大阪府下でこのような講義やカリキュラムを組んでいるのはまだ少ないと考えてよいのか。団体傍聴の人数が4400人というのは、1校についてどれくらいで何校くらいが関係しているのか。

▲：団体傍聴の4400人について、正確に把握しているわけではないが、大体1団体30人から50人である。平均1団体40人で4400人が参加しているということになると、延べ約110校が訪れている計算になると思う。

■：弁護士会で取り組んでいる法教育について御紹介いただきたい。

○：あまり正確な数字は持ち合わせてないが、平成25年の数字を紹介させていただきたい。弁護士会では法教育に非常に力を入れており、大阪府下の高校に弁護士を派遣して、平成25年には49校、延べ60校くらいに派遣している。中学校、小学校にも間口を広げていこうと考えており、小学校については3校で弁護士が教員になって講義をした。

■：検察庁で取り組んでいる法教育について御紹介いただきたい。

○：検察庁で広報を担当する部署は、総務部になる。検察庁の場合は、法務省が、裁判員裁判が始まる時に広報活動を始めようということで、21年4月頃から重点的に始めた。また、青少年に対し、広く刑事司法の意味や検察の役割について理解を得るという方針のもと、検察庁に来ていただいて検察庁を教室代わりに使っていただく移動教室と呼んでいるものと、小中高校に出掛けて行って話をするという出前教室というものを行っている。移動教室の実績については、今年度は、大学が18、高校が10、中学が10、小学校が1、その他民間会社等が21となっている。人数については、一番少ないところだと高校で4人というのがある。多いところだと320人というところもある。そのほか、夏頃に法曹三者で高校生模擬裁判選手権を行ったということを聞いている。

■：消費生活センターで広報活動をどのように行っているかを伺いたい。

◇：消費生活センターの広報は、基本的に啓発で、一つは被害防止、もう一つは、賢い消費者、自立した消費者になるための教育という目的で行っている。ホームページに具体的な事例を載せたり、緊急なトラブル、例えば、業者が水道局を名乗って浄水器を売り歩いているというような情報を素早く載せることや、広報誌に年に1回どのような相談が多いかなどの統計を掲載するようにしている。また、出先機関に啓発を兼ねてパンフレットを出している。それ以外に出前講座というものを行っている。出前講座を平日の昼間に開催すると、参加者は、ほとんど高齢者や主婦となる。難しい話はせず、相談員2人体制で寸劇の脚本を作り、20分ほどの寸劇を行っている。それ以外に消費者と業者の役を演じてもらうロールプレイングを行っている。それから、他の防犯の警察や学校関係の会議などにも出張して、主にパワーポイントなどを見ていただいている。それ以外に、消費者庁ができた段階で、予算が少し付くようになり、いろんな啓発グッズを作っている。裁判所もこのようなものが出せるとよいかと思う。

- ：それは、社会人や大人に対する啓発啓蒙活動ということになるのか。
- ◇：重点は高齢者である。そのほかに現在取り組んでいるのは、小学校、中学校、高校の子どもである。今、ネットに関するトラブルが多く、子供が親に相談できていないことが多いと感じる。子供も相談に来てよいのだという話をしたり、来年度は、予算の中から、パンフレットを小中学校向けに作成して配ろうと思っている。
- ：小中学校あるいは高校向けに出前講義のようなものはされているのか。
- ◇：小学校や中学校は、教育委員会が難色を示しており、なかなか入り込めない。PTA参加の集まりなどには伺っている。学校のカリキュラムがあるのでなかなか入ることができない。
- ：弁護士会は高校で法教育をされているが、カリキュラムに入っているのか。
- ：公民や家庭科の授業の時間などを一コマもらって行っていると聞いている。おっしゃるように、小学校や中学校については、これからの課題だと思う。先ほど申し上げた小学校3校は、試験的に取り組んだ例である。
- ◇：子ども模擬裁判について、時間を掛けて本格的に実施しているようだが、8月の3日間しか行っていない。弁護士会主催の模擬裁判に行かせていただいたことがあるが、本当に心に残っている。このようなことは手間が掛かるだろうが、多数開催することができれば効果的なのではないか。
- ▲：御指摘のとおり、子ども模擬裁判は非常に人気のある行事で、裁判所としても抽選に外れた方々に申し訳なく、多数開催できればよいと思っているところではあるが、シナリオ作成や環境整備といった準備に、多数の職員を動員して行っている。そうすると裁判事務への支障も出てくるため、比較的事件などが入っていない8月に開催している。現状のところ年3回の開催が手一杯というところである。
- ◇：例えば、消費者の問題だと、NPOや消費者団体などいろんな団体があるので、

そちらに啓発をお願いしたりすることもある。やはり、サポート団体がないと、本業に差し支えると思う。本業に差し支えるのを避けるためには、大阪府は啓発専門の方をお願いしたりしているので、そういう方法がよいのではないかと思う。

■：余りそのような発想ではやっていなかったなので、参考にさせていただく。

○：本日の団体傍聴の説明は非常に流暢だった。広報係に4名しか職員がいないと伺ったが、本日団体傍聴の説明をした職員以外に、説明をする職員はいるのか。

▲：係長1人と係員3人がおり、係員3人が火曜、水曜、木曜については午前及び午後、それと、月曜の午前と金曜の午後、合計週8回を分担して行っている。今回は説明を省略した部分もあり、参加される団体によって説明内容を若干変えている。先ほど説明した職員は比較的長く広報係に在籍しているので、説明もうまくなっているが、異動直後の係員は、原稿を見ながらゆっくり説明をすることもある。

◇：小学生というのは非常にねらい目だと思う。というのは、私たちは、突然死予防のためのAEDの使い方やいろいろな啓発活動を小学校5年生に対して行っている。中学生や高校生になると恥ずかしさなどが出てくるが、小学校5年くらいだと非常に素直に入ってくる。実際に倒れた人がどのようになるのかという人の行動を撮影したビデオを見るが、非常に真剣に見てくれ、アンケートでは、非常に印象的だったと答えてくれている。時間をかける必要はないと思うが、臨場感にあふれたビデオや何らかの工夫をしてはどうか。

■：現在、中学、高校を中心に行っている実情を説明されたい。

▲：団体傍聴、出前講義については、小学生は対象にしていない。それは、裁判や司法についての説明を一定理解していただくことを目的としていること、また、団体傍聴では、説明の後に実際の事件を傍聴してもらうが、刑事裁判の内容によっては、小学生にとってショックの大きい事件もあるといったことから対象には

してない。だが、御指摘があったように、一方で小学生に全部分かっていたかなくても一部分かっていたら、それが間違った理解でなければ将来的にはよいのではないかという考え方もあるので、今後の広報行事について、小学生も対象にするかどうかということは検討させていただきたいと思う。

◇：法教育について、教育委員会への働き掛けなどはしているのか。

▲：現在教育委員会への働き掛けは行っていない。

◇：学校に働き掛けるより教育委員会に説明して働き掛けたほうが、各学校にも行き渡りやすいということもあるのではないかと思う。

■：検察庁は、学校の社会科の先生に来てもらい、研修などをされているように伺っているが、そのあたりはどのようにされているのか。

○：教育委員会と関係があるというのは聞いたことがないので、おそらく働き掛けはしてないと思う。大阪の実情を把握していないが、神戸地検では、社会科の教員を対象にした研修を行った。裁判員裁判の内容を説明する際に、検察官が演じている模擬裁判を収録したDVDの触りを見てもらい、DVDの貸し出しが可能である旨を伝え、いろいろな多角的な見方を社会科の中で教えていただく。また、社会科の先生の要望があれば講義に行かせてもらう。

■：それは学校単位ということになるのか。

○：兵庫県下の私立高校だが、二、三十人はいらっしゃったと思う。ただ、全く別の高校の方がいらっしゃるので、一つの高校ではなく、このような制度があるということを県下に流していると思う。

■：弁護士会のほうでも法教育をされているが、そのあたりどのような実情か。

○：私は、法教育の担当に関与しているわけではないが、やはりいろいろ意見交換して準備した上でこのようにどんどん広げていったという経過があるようなので、先ほども49校、延べ60校くらいと申し上げたが、クラスにすると379になる。例えば、1日行うにしても、同じ高校で同時に何クラスか行うこともあ

る。いきなりではなく、何年間か意見交換して準備した上で、まずは実験的に模擬授業のようなものやってみて、その上で高校の先生からも意見を聞いた上で今どんどん広がっていると聞いている。

■：それは、公立私立と関係がないのか。

○：大阪弁護士会の場合は、大阪府下の公立高校が中心である。

■：それは、学校と直接そのような話をされているのか、教育委員会等を通しているのか分からないか。

○：教育委員会を通しているかどうかは分からないが、学校から要望があつて派遣しているということであり、各高校から要望がある。それに対して弁護士を派遣している。

◇：理科に関しては、ボランティアの組織だが、府下の高校の熱心な物理の先生や化学の先生がコミュニティを作って大学の教育とセミナーを開いたりしているので、社会科に関してもそのようなコミュニティがあればそこを通じて、行動力が高い先生がいらっしゃる所には、いろいろな情報が伝わるのかと思う。

■：現役の高校の先生がボランティアで参加するということか。

◇：そうである。

◇：5年前から裁判員裁判が始まり、それまでの広報活動に対して、それを機会により裁判員裁判に関する広報に力を入れていると思うが、それによって意識して変えている部分というのがあるのか。

○：裁判員制度が始まるまでは、セミナーを開くなどして、啓蒙活動をずいぶんやったが、始まってからは、制度の運営に注力をするという方向になったので、残念ながら広報は若干下火になったというところがある。最近、辞退率が高くなり、裁判所に来ていただける方の数が少なくなってきたという危機感があつて、広報をもっとやらなくてはいけないのではないかということと、我々がやっていることが、伝わっておらず、始まる前は義務であってもやりたくないという方が

かなりの数いらっしゃるにもかかわらず、やっていただくと皆さん95パーセントくらいの方が、よかったと言っていただける。やはり、広報がきちんとできていないからこのような差が生じるのではないかということで、もう一度力を入れなければならないという状況である。

■：広報行事の集客力アップについて、昨年、憲法週間行事は、定員50名のところ34名しか集まらなかったという結果になった。また、予定していたふれあい見学会の中には申込みのないものもあり、多くの申込みをいただくためにはどのようにしたらよいか御意見を伺いたい。消費生活センターでは、集客力を上げる秘訣などはあるのか。

◇：講座を開く場合、有料で募集すると数は少ないが、やはり、消費者団体に核になってもらい、声を掛けてもらって集めてもらう。警察であれば、防犯協会等が人を集めているようで、単なる広報だけでは、難しい。個人的に声を掛けて呼び掛けてもらわないとなかなか動かないので、中核となる団体から声掛けをしている。

■：弁護士会で行事をする場合どのような形で人を集めているのか。

○：市民向けのシンポジウムを行っており、これまでいらっしゃった方等の名簿を用意し、そのようなところに案内をする。また、大阪弁護士会はホームページに力を入れており、それでアクセスを増やすような工夫をしている。裁判所は予算的に限度があるのかもしれないが、そのような方法も考えていただければよいのではないか。

■：そのような取組をすると参加者は増えるという関係にあるのか。

○：どのような告知方法で知って参加したかという点についてはアンケートをしているが、特定の告知方法に効果があって集客力がアップしたという正比例の関係はなかなかないと思う。試行錯誤していろいろな方法をミックスしてやっていくのだろうと思う。

- ：検察庁で人に集まってもらえる機会はないのか。
- ：検察庁が行う出前教室などの対象は、中高大学生であり、来ていただいている民間会社は1社か2社くらいしかなく、ターゲットとなる年齢層が低い。また、申込みの半数はリピーターである。つまり、一度来てもらえるとよいことが分かってもらえて、学年が変わると、次の学年も来てもらっている。それから、ホームページで申込みがあることもあると聞いている。
- ◇：NHKのニュース番組や広報で、美術館の催し物等の案内があり、参考になるが、そのような方法での広報は行っていないのか。
- ▲：各種行事について、開催の記事を掲載していただきたいとか、あるいは、当日取材に来ていただいてニュースで報道していただいけませんかといった、記者クラブへの働き掛けは行っている。ただ、やはりなかなか取り上げていただけていない。新聞の記事に行事の開催案内が掲載された後の反響、申込みはかなり増えるので、マスコミの力は大きいと感じている。さらに、当日の様態などをニュース等で報道してもらえるとまたそれを見て次に行ってみようと思ってくれる方も増えるのではないかと思うが、なかなか取り上げていただけていないというのが現状である。
- ◇：司法記者クラブに働き掛けをしていただけていて誠に恐縮だが、できるだけ小さな記事であれば地方版に掲載させていただこうと思っている。そこから、少し目立つ記事にするためには、どのような行事があるというお知らせだけでは、記事として成り立ちにくく、見出しになりにくい。一つの行事やイベントの中に今回のイベントの核となる内容やとっておきのテーマ等があると、当日取材に行き、その様態を紙面で読者に伝えやすく、一回一回の行事に特色を持たせていただくと取り上げやすい。例えば、裁判所が主催として広報されるときは、裁判員を経験された方に話をしてもらおうというのは難しいのか。
- ▲：出張説明会やふれあい見学会については、裁判員に選任された方に事件終了後

にチラシを配り、裁判員が所属されている企業等に裁判官が出向き、よろしければ裁判官と一緒に経験した内容等をほかの社員の方々に話しませんかという案内はしているが、なかなか、申し込みいただけていないというのが現状である。イベントの核という点では、法の日週間行事で行った模擬調停は、現役の裁判官がラーメン屋の師匠を演じているが、シナリオをすべて頭に入れて、役になりきって大阪弁で演じていた。記者クラブに対し、今回現役の裁判官が演じる面白い劇をするので取材していただけないかと働き掛けも行ったが、やはり寸劇くらいでは、取材していただくのは、なかなか難しいのか。

◇：先ほど体験した団体傍聴について、説明を聞いて傍聴した後は解散というだけなので、もう一つ何かあればよいと感じる。

■：具体的にもう一つ何があったらよいか。

◇：再度集まってもらって、傍聴等をしてどのように思ったかなど聞いて、裁判官に質疑応答をしてもらうなどの締めのようなものがあればよいのではないか。

○：弁護士会は実際にそのようなやり方を行っており、私も数年前は引率で何回も行ったことがある。最初は10時くらいに弁護士会に来てもらって、傍聴予定の事件について説明をし、法廷傍聴をした後、弁護士会に帰って感想や分からないことなどを二、三十分質疑応答して解散していた。

▲：団体傍聴について、説明の後には裁判の予定一覧表をお渡しして、自由に法廷傍聴をしていただいた後解散するが、傍聴した法廷で、傍聴後に別の審理が入っていないときは、裁判官によっては傍聴にいらっしゃった方に対して説明や質疑応答をする場合もある。ただ、現在はもう一度集まってもらう形はとっていないので、裁判官の説明や質疑応答に触れることができる方がどれだけいるかはちょっとわからない。

◇：NHKなどで、行事の面白味は出さなくても、淡々と、このような行事がこの時期にありますということを広報してもらうことをしてもよいのではないか。

■：マスコミによってスタンスの違いがあるのか。

◇：違いはあると思う。

◇：ロータリークラブやライオンズクラブなどの団体に所属されている方は、発信力と時間的余裕をお持ちの方もいらっしゃると思うので、そのようなところに働き掛けて来ていただくと、そこから広がるのではないかと。

▲：現在の広報行事の開催についての広報活動でロータリークラブ等に何か働き掛けをしているということはない。今お聞きして、そこから先に広がっていく可能性があるということについては、同感である。

◇：私は、日本建築家協会に所属しているが、たとえば、近代建築の保存の問題等であれば、弁護士会の保存の委員会と一緒に研究会をしたり、見学会を催したりしている。そのような、同じ指向性を持っている他団体と組んで行うことによって広がると思うが、そのようなことはないのか。

■：可能性としてはあると思うので、そのようなことも考えなくてはならないと思う。裁判所は、中立性の問題等があり、どの団体とでも共催できるわけではないが、一つのやり方だと思う。

◇：私もあまり傍聴をしたことがないが、相談に来られた方が結局裁判をすることになり、消費者関係専門の弁護士から傍聴に来ないかと声を掛けていただいて、行ったことがある。自分の仕事に関係があるので、時間に無理をしてでも行った。やはり、中身というのはすごく大事なのではないかと思う。内容に興味を持ってもらい、裁判所に来ていただいて、裁判を身近なものにすることがよいのではないかと思う。

7 次回のテーマについて

「DV防止法に基づく保護命令制度」について

8 次回期日

平成27年7月17日（金）